

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この4G通信サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより、4G通信サービスを提供します。

2 前項のほか、当社は、4G通信サービスに付随するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「付随サービス」といいます。)を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に規定する変更を行う場合、当社のホームページに掲載する方法、文字メッセージ(メッセージ通信モードにより送受信されるメッセージをいいます。以下同じとします。)を配信する方法又は当社が適当であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
4G 通信網	FDD-LTE 方式、TDD-LTE 方式、AXGP 方式、NB-IoT 方式又は eMTC 方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)
4G 通信サービス	4G 通信網を使用して行う電気通信サービスであって、当社が提供するもの
サービス取扱所	(1) 4G 通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により 4G 通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
3G 通信サービス	3G 通信サービス契約約款に規定する 3G 通信サービス
5G 通信サービス	5G 通信サービス契約約款に規定する 5G 通信サービス
ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス	ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に規定するソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス
4G 通信サービス契約	当社から 4G 通信サービスの提供を受けるための契約
4G 通信サービス契約者	当社と 4G 通信サービス契約を締結している者
利用権	約款に基づき当社から電気通信サービスの提供を受ける権利
契約者	当社と 4G 通信サービスに係る契約を締結している者
移動無線装置	4G 通信サービスに係る契約に基づいて陸上(河川・湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り又は受けるための当社の電気通信設備
取扱所交換設備	サービス取扱所に設置される交換設備
契約者回線	4G 通信サービス(4G 特定接続サービスを除きます。)に係る契約に基づき、無線基地局設備と契約の申込者又は契約の締結者が指定する移動無線装置との間

	に設置される電気通信回線(付随契約者回線を除きます。)
付随契約者回線	付随契約者回線通信機能に基づき、無線基地局設備と契約の申込者又は契約の締結者が指定する移動無線装置(当社が別に定めるものに限り。)との間に設置される電気通信回線
特定契約者回線	無線基地局設備と協定事業者(当社が定める電気通信事業法第 34 条 第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に基づき接続する仮想携帯電話事業者に限り。)と契約している者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線
端末設備	契約者回線又は付随契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則(平成 16 年総務省令第 15 号)第 3 条に規定する種類の端末装備の機器
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者(事業法第 10 条第 1 項の規定に基づき登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項に基づき届出をした者をいい。 以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
4G チップ	契約者識別番号(契約者を識別するための数字等組み合わせをいい。 以下同じとします。)その他の情報の小型記憶装置であって、当社が 4G 通信サービスの提供にあたって、契約者回線又は付随契約者回線に接続する端末設備を特定するために使用するもの
4G チップ(r)	契約者識別番号その他の情報の小型記憶装置であって、当社が 4G 通信サービスの提供にあたって契約者に貸与し、その契約者回線に接続する端末設備を特定するために使用するもの
相互接続点	(1) 当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいい。 以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点 (2) 削除 (3) 当社が提供する 4G 通信網と仮想携帯電話事業者が提供する電気通信サービス(別に定める直収パケット交換機又は中継交換機を介して行う接続を伴う場合に限り。)に係る電気通信回線との接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
携帯電話事業者	当社又は協定事業者であって、電気通信番号規則(令和元年総務省令第 4 号。 以下「番号規則」といいます。)に規定する音声伝送携帯電話番号を用いて携帯電話サービスを提供する電気通信事業者
海外事業者	電気通信事業法第 40 条の規定に基づき認可を受け、当社と電気通信業務に関する協定を締結した本邦外の政府又は者若しくは法人
BWA アクセスサービス事業者	協定事業者であって、BWA アクセスサービスを提供する電気通信事業者
一般通信	契約者回線からの通信(相互接続通信となるものを除きます。)
相互接続通信	契約者回線、付随契約者回線又は特定契約者回線と相互接続点との間の通信
メッセージデータ	契約者識別番号を利用して送受信されるメッセージ(メッセージ通信モードにより

	送受信されるものを除きます。)又は当社が付与するメールアドレスを利用して一般通信により送受信されるメッセージ
電子メール	当社が付与するメールアドレスを利用して相互接続通信により送受信されるメッセージ
国際メッセージ通信	メッセージ通信モードにより行われる相互接続通信であって、当社が別に指定する番号等を使用して契約者回線から海外事業者及び本邦外の電気通信事業者(本邦外で電気通信業務を提供する政府又は者若しくは法人をいいます。)に係る電気通信設備へ行われるもの
国際アウトローミング	3G 通信サービス契約約款に規定する国際アウトローミング
特定電子メール	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)(以下「特定電子メール法」といいます。)第 2 条第 2 項に規定する特定電子メールに該当すると当社が認めたメッセージデータ、電子メール又は文字メッセージ
起算日	当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日
料金月	1 の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号)により算出された額に基づいて当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和 2 年法律第 53 号)に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令和 2 年総務省令第 110 号)により算出された額に基づいて当社が定める料金

第2章 4G 通信サービスの種類等

(4G 通信サービスの種類)

第4条 4G 通信サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
4G データ通信サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限りま す。)との間に電気通信回線を設定して、パケット通信のために提供する通信サ ービスであって、 3G 通信サービス契約約款に規定する特定契約サービス(4G)(パ ケット通信の利用に限りま す。)を同時に利用するもの
4G データ通信サービス(E)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局 の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限りま す。)との間に電気通信回線を設定して、パケット通信のために提供する通信サ ービスであって、 3G 通信サービス契約約款に規定する特定契約サービス(4G)(パ ケット通信又はメッセージ通信モードによる通信の利用に限りま す。)及びソフトバ ンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に規定する(E)データ特定契約サ ービス(4G)を同時に利用するもの
4G 通信サービス(f)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局 の免許人が当社であるものに限りま す。)との間に電気通信回線を設定して、通話 及び当社が別に定めるアクセスポイント(当社が別に定める取扱所交換設備にお いて、当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)との間のパ ケット通信のために提供する通信サービスであって、 3G 通信サービス契約約款 に規定する特定契約サービス(4G)を同時に利用するもの
4G 通信サービス(s)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局 の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限りま す。)との間に電気通信回線を設定して、主として当社が別に定めるアクセスポ イントとの間のパケット通信のために提供する通信サービスであって、 3G 通信サ ービス契約約款に規定する特定契約サービス(4G)を同時に利用するもの
4G 通信サービス(i)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局 の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限りま す。)との間に電気通信回線を設定して、主として当社が別に定めるアクセスポ イントとの間のパケット通信のために提供する通信サービスであって、 3G 通信サ ービス契約約款に規定する特定契約サービス(4G)を同時に利用するもの
4G 通信サービス(IoT)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(機器の制御 又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、その無線局の免許人が 当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限りま す。)との間に電気 通信回線を設定して、主としてパケット通信のために提供する通信サービスであ って、 3G 通信サービス契約約款に規定する特定契約サービス(4G)を同時に利 用するもの(ただし、当社が提供する通信方式、通信の区別、 3G 通信サービス 契約約款に規定する特定契約サービス (4G) は当社が指定するものに限りま す。)

4G データ通信サービス(i)	当社が無線基地局設備と契約の申込者及び当社が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限り。)との間に電気通信回線を設定して、当社が別に定めるアクセスポイントとの間のパケット通信のために提供する通信サービスであって、3G 通信サービス契約約款に規定する特定契約サービス(4G) (パケット通信の利用に限り。)を同時に利用するもの
4G データ通信サービス(s)	当社が無線基地局設備と契約の申込者及び当社が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限り。)との間に電気通信回線を設定して、当社が別に定めるアクセスポイントとの間のパケット通信のために提供する通信サービスであって、3G 通信サービス契約約款に規定する特定契約サービス(4G) (パケット通信又はメッセージ通信モードによる通信の利用に限り。)を同時に利用するもの
4G データプリペイド通信サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限り。)との間に電気通信回線を設定し、前払いを受けた金額に応じて設定される期間に限定して、専ら当社が別に定めるアクセスポイントとの間のパケット通信のために提供する 4G 通信サービスであって、3G 通信サービス契約約款に規定する特定契約サービス(4G) (パケット通信モードによる通信の利用に限り。)を同時に利用するもの
4G 特定接続サービス	当社が特定契約者回線を使用して提供する通話又はパケット通信に係る 4G 通信サービスであって、その協定事業者の相互接続点との間の通信に限り提供するもの(4G 特定接続サービスの提供条件は、この約款に定めがある場合を除き、協定事業者が定めるところによります。)
特定契約サービス(3G)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(3G 通信サービス契約約款に規定する 3G プリペイドサービス(s)契約者が 3G 通信サービスの提供を受けるために用いるものに限り。)との間に電気通信回線を設定し、3G 通信サービスと併せて提供する 4G 通信サービス
特定契約サービス(5G)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(5G 通信サービス契約約款に規定する 5G 通信サービス契約者が 3G 通信サービス、4G 通信サービス又は 5G 通信サービスの提供を受けるために用いるものに限り。)との間に電気通信回線を設定し、3G 通信サービス及び 5G 通信サービスと併せて提供する 4G 通信サービス

2 通信方式には、次の種類があります。

種 類
FDD-LTE 方式
TDD-LTE 方式
AXGP 方式
NB-IoT 方式
eMTC 方式

3 利用できる通信方式は、4G 通信サービスの種類及び移動無線装置によって異なります。

(営業区域)

第5条 4G 通信サービスの営業区域は、FDD-LTE 方式、TDD-LTE 方式、AXGP 方式、NB-IoT 方式及び eMTC 方式で異なり、当社が別に定めるところによります。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、4G 通信サービスを利用することができない場合があります。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線ごとに1の4G通信サービス契約を締結します。この場合、4G通信サービス契約者は、1の4G通信サービス契約につき1人に限ります。

(4G通信サービス契約申込みの方法)

第7条 4G通信サービス契約の申込みは、次のいずれかの方法で行っていただきます。

- (1) 当社所定の契約申込書をサービス取扱所へ提出(電磁的方法による提出を含みます。)する方法(4G データプリペイド通信サービスを除きます)。
 - (2) インターネット(主として通話以外の通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。)を経由して当社所定の契約申込書式をサービス取扱所へ送信する方法。
- 2 前項の場合において、4G通信サービス契約の申込みをする者は、当社が契約申込書又は契約申込書式の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出又は送信していただきます。
- 3 第1項の場合において、携帯電話番号ポータビリティ(契約者識別番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)又は番号移行(契約者識別番号を変更することなく、当社がこの約款以外の契約約款等(契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定めるものをいいます。以下同じとします。)により提供する携帯電話サービスに係る契約の解除と同時に4G通信サービス契約を締結すること又は4G通信サービス契約の解除と同時に当社がこの約款以外の契約約款等により提供する携帯電話サービスに係る契約を締結することをいいます。以下同じとします。)の利用を希望するときは、4G通信サービス契約の申込みに先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。
- ただし、契約者回線に係る携帯電話番号ポータビリティ又は番号移行を除きます。

(4G通信サービスの種類の指定)

- 第8条** 前条の場合において、4G通信サービス契約の申込みをする者は、第4条(4G通信サービスの種類)に規定するサービスの種類を指定していただきます。
- 2 4G通信サービス契約者は、サービスの種類を変更できることがあります。変更するときは、そのことをサービス取扱所に届け出ていただきます。

(4G通信サービス契約申込みの承諾)

- 第9条** 当社は、4G通信サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 契約者回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 4G通信サービス契約の申込みをした者について、本人確認(当社が別に定める方法により、契約者情報(氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報をいいます。以下同じとします。)の確認を行うことをいいます。以下同じとします。)ができないとき。
 - (3) 4G通信サービス契約の申込みをした者が4G通信サービス等の料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務(その契約約款及び料金表に規定する料金又は工事費若しくは割増金

等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (4) 第 7 条(4G 通信サービス契約申込みの方法)に基づき提出された契約申込書若しくは送信された契約申込書式、又はその他の書類に不備があるとき。
- (5) 4G 通信サービス契約の申込みをした者が 4G 通信サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において第 56 条(利用に係る契約者の義務)の規定に現に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (6) 4G 通信サービス契約の申込みをした者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成 17 年法律第 31 号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。)に違反したことがあるとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 4 第 1 項の承諾をしたときは、当社は、4G 通信サービス契約の申込みをした者(当社が別に定める者を除きます。)から 3G 通信サービス契約約款に定める特定契約サービス(4G)に係る契約(以下「同時申込契約」といいます。)の申込みがあったものとみなして、これを承諾するものとします。
- ただし、4G 通信サービス契約の申込みをした者が、4G データ通信サービス(E)を指定している場合は、3G 通信サービス契約約款に定める特定契約サービス(4G)に係る契約のほか、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に定める(E)データ特定契約サービス(4G)に係る契約の申込みがあったものとみなして、これを承諾するものとします。
- 5 3G 通信サービス契約約款に規定する 3G プリペイドサービス(s)契約(タイプ B、タイプ C 及びタイプ D に限ります。)を締結したときは、当社と特定契約サービス(3G)契約を締結したことになります。この場合の提供条件等は、この約款によるほか、3G 通信サービス契約約款に定めるところによります。

(契約者識別番号)

- 第 9 条の 2 4G 通信サービス契約者は、別に定める手続きを行った場合、契約者識別番号を 4G チップ又は 4G チップ(r)(以下「4G チップ等」といいます。付随契約者回線通信機能が適用されている契約者は 4G チップに限ります。)に登録します。この場合において、契約者回線又は付随契約者回線は、契約者識別番号ごとに設置されます。
- 2 4G 通信サービスの契約者識別番号は、当社が定めます。
- 3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき又は第 7 条(4G 通信サービス契約申込の方法)第 3 項の規定による携帯電話番号ポータビリティ又は番号移行の利用の申し出に関して虚偽又は事実と反することが判明したときは、4G 通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。
- 4 前項の規定により、4G 通信サービス契約の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを 4G 通信サービス契約者に通知します。
- 5 当社は、前 4 項の規定によるほか、第 50 条(修理又は復旧)第 3 項の規定による場合は、4G 通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

(契約者回線の利用の一時中断)

- 第 10 条 当社は、4G 通信サービス契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断(その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。この場合において、4G データプリペイド通信サービスを選択している契約者は、料金等の適用に規定する料金の前払い登録を行うことはできません。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、同時に同時申込契約に係る契約者回線の利用の一時中断の請求があったものとみなして取り扱います。
- 3 当社は、4G データプリペイド通信サービスの契約者回線の利用の一時中断を行った場合、その契約者回線に係る利用可能期間等を減じます。この場合において、利用可能期間の取扱い、料金等の適用に定めるところによります。

第 10 条の 2 （削除）

(4G 通信サービス契約(4G データプリペイド通信サービスに限ります。))に係る利用可能期間)

第 10 条の 3 当社は、4G 通信サービス契約者(4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者に限ります。以下この条において同じとします。)が第 9 条(4G 通信サービス契約申込みの承諾)の規定に基づいた申込みの承諾を得たとき又は料金の前払い登録があったときは、4G データプリペイド通信サービスの契約者回線に係る利用可能期間を定めます。この場合において、利用可能期間は、4G 通信サービス契約者が第 9 条(4G 通信サービス契約申込みの承諾)の規定に基づいた申込みの承諾を得たとき又は料金の前払い登録があった日から起算します。

2 4G データプリペイド通信サービスの契約者回線に係る利用可能期間に関するその他の条件については、当社が別に定めるところによります。

(4G 通信サービス利用権の譲渡)

第 11 条 4G 通信サービスに係る 4G 通信サービス利用権(4G 通信サービス契約者が 4G 通信サービス契約に基づいて 4G 通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 4G 通信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、4G 通信サービス利用権を譲り渡そうとする者(以下「譲渡人」といいます。)及び 4G 通信サービス利用権を譲り受けようとする者(以下「譲受人」といいます。)が連署した当社所定の書面によりサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 前項の場合において、譲渡人及び譲受人は、当社が当社所定の書面の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。

4 当社は、第 2 項の規定により 4G 通信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 譲受人について、本人確認ができないとき。
- (2) 譲渡人又は譲受人が 4G 通信サービス等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第 2 項及び第 3 項に基づき提出された当社所定の書面又はその他の書類に不備があるとき。
- (4) 譲渡人又は譲受人が第 56 条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反しているとき又は違反するおそれがあるとき。
- (5) 4G データプリペイド通信サービスを選択しているとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

5 4G 通信サービス利用権の譲渡を当社が承認したときは、4G 通信サービス利用権を譲り受けた者は、4G 通信サービス利用権を譲り渡した者の有していた一切の権利(預託金の返還を請求する権利を除きます。)及び義務(譲渡があった日以前の 4G 通信サービス等の料金その他の債務を除きます。)を承継します。

ただし、料金等の適用に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

6 前項の規定によるほか、4G 通信サービス利用権の譲渡前の 4G 通信サービスの利用において、この約款の規定に違反したことが判明したときは、当社は、この約款の規定により必要な措置を執ることがあります。

7 当社は、第 2 項の規定により、4G 通信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、同時に同時申込契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたものとみなして取り扱います。

(4G 通信サービス利用権の譲渡承認請求と差押等との関係)

第 12 条 4G 通信サービス利用権の譲渡の承認は、受け付けた順序に従って行います。

- 2 4G 通信サービス利用権の譲渡の承認を行ったときは、その譲渡の承認は、4G 通信サービス利用権に対する差押等との関係においては、その 4G 通信サービス利用権の譲渡の承認を請求する書類を受け取ったときに行ったものとみなします。

(4G 通信サービス契約者の地位の承継)

第 13 条 相続又は法人の合併若しくは会社分割により 4G 通信サービス契約者(4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者を除きます。)の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは会社分割により設立された法人若しくは会社分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合において、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただくこととし、これを変更したときも同様とします。
- 3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱います。
- 4 当社は、第 1 項の届出があったときは、同時に同時申込契約に係る契約者の地位の承継の届出があったものとみなして取り扱います。

(4G 通信サービス契約者の氏名等の変更の届出)

第 14 条 4G 通信サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は別に定める請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類の提出を求めることがあります。
- 3 4G 通信サービス契約者が、第 1 項に規定する届出を怠ったときは、当社が 4G 通信サービス契約に関し 4G 通信サービス契約者の従前の氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は別に定める請求書の送付先宛に発信した書面等は、当該書面等が不到達の場合においても、通常その到達すべきときに 4G 通信サービス契約者に到達したものとみなします。
- 4 当社は、第 1 項の届出があったときは、同時に同時申込契約に係る氏名等の変更の届出があったものとみなして取り扱います。

(4G 通信サービス契約者が行う 4G 通信サービス契約の解除)

第 15 条 4G 通信サービス契約者は、4G 通信サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に書面により通知していただきます。

- 2 当社は、前項の通知があったときは、同時に同時申込契約の解除について通知があったものとみなして取り扱います。
- 3 前 2 項の場合において、携帯電話番号ポータビリティ又は番号移行の利用を希望するときは、契約の解除に先立って、当社、携帯電話事業者又は仮想電気通信事業者にその旨を申し出ていただきます。
- ただし、契約者回線に係る携帯電話番号ポータビリティ又は番号移行を除きます。

(当社が行う 4G 通信サービス契約の解除)

第 16 条 当社は、第 28 条(4G 通信サービスの利用停止)第 1 項の規定により 4G 通信サービスの利用を停止された 4G(通信サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その 4G 通信サービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、4G 通信サービス契約者が第 28 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、4G 通信サービスの利用停止をしないでその 4G 通信サービス契約を解除することがあります。

この場合において、メッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又は別記 4 に規定する付加機能(メッセージデ

ータ機能、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i)に限りです。)の利用において、過去に第 56 条(利用に係る契約者の義務)第 1 項第 9 号から第 12 号の規定に違反し、4G 通信サービスの利用を停止されたことがある 4G 通信サービス契約者が、繰り返し同条各号の規定に違反した場合も同様の取扱いを行うことがあります。

3 当社は、4G 通信サービス契約者が携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたときは、その 4G 通信サービス契約を解除するものとします。

4 当社は、4G 通信サービス契約について、携帯電話不正利用防止法第 11 条各号の規定のいずれかに該当すると認めたときは、その 4G 通信サービス契約を解除するものとします。

5 当社は、前 4 項の規定により、その 4G 通信サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ 4G 通信サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

6 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定によるほか、4G 通信サービス契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その 4G 通信サービス契約に係る 4G 通信サービスが利用されないものと認めたときは、当社が指定する日をもってその 4G 通信サービス契約を解除します。

7 第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 6 項の場合において、当社は、4G 通信サービス契約の解除と同時に同時申込契約も解除するものとします。

8 当社は、同時申込契約に係る 3G 通信サービスについての契約又はソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスについての契約の解除があったときは、同時にその 4G 通信サービス契約も解除するものとします。

9 当社は、4G 通信サービス契約者(4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者に限ります。)が第 9 条(4G 通信サービス契約申込みの承諾)の規定に基づいた申込みの承諾を得た日から起算して 360 日以内又は第 10 条の 3(4G 通信サービス契約(4G データプリペイド通信サービスに限ります。))に係る利用可能期間)の規定に基づいた料金の前払い登録があった日から起算して 360 日以内に、料金の前払い登録を行わないときは、その 4G 通信サービス契約を解除します。

(4G 通信サービス契約者の契約者確認)

第 16 条の 2 当社は、第 56 条(利用に係る契約者の義務)第 1 項第 8 号、第 14 号又は第 15 号に違反するおそれがある場合等、当社が必要と認める場合又は携帯電話不正利用防止法第 9 条の規定に基づき、4G 通信サービス契約者に対して、契約者確認(契約者情報を確認するための書類の提出を受け、契約者情報を届け出ているかどうかをいいます。以下同じとします。)を行うことがあります。

2 当社は、前項の規定により 4G 通信サービス契約者の契約者確認を行うときは、その契約者回線にメッセージ通信モードにより文字メッセージを配信する方法又はその 4G 通信サービス契約者の住所にあてて書面を送付する方法により行います。

(特定契約サービス(5G)に係る契約)

第 16 条の 3 5G 通信サービス契約約款に規定する 5G 通信サービス契約を締結したときは、当社と特定契約サービス(5G)契約を締結したことになります。この場合の提供条件等は、この約款によるほか、5G 通信サービス契約約款に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供等)

第17条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について、付加機能を提供します。この場合、付加機能に関する料金等その他提供条件については、別記、3G 通信サービス契約約款又は当社が別に定めるところによります。

2 当社は、提供する付加機能のうち、当社が別に定めるものに関しては、前項の規定にかかわらず、契約者から請求があったものとして取り扱います。

ただし、契約者から利用拒否等の意思表示があったときは、この限りではありません。

3 第1項の場合において、付随契約者回線通信機能の提供の請求をする者は、当社が別に定める契約者情報の申告及び確認に関する手続きを行っていただきます。

4 第1項の規定にかかわらず、付随契約者回線通信機能の提供の請求をした者について、契約者との同一性が確認できないときは、付随契約者回線通信機能を提供しないことがあります。

(付加機能の利用の一時中断)

第18条 当社は、第10条(契約者回線の利用の一時中断)に規定する契約者回線の利用の一時中断を行ったときは、付加機能の利用の一時中断(付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。)を行います。

第 4 章の 2 4G チップ等

(4G チップ等)

第18条の2 契約者(4G 通信サービス(IoT)を選択した契約者及び付随契約者回線通信機能が適用されている契約者に限ります。)の契約者回線又は付随契約者回線に接続する端末設備を特定するために当社が使用する 4G チップ等は、1 の契約につき1とし、端末設備の種類等に基づき、当社が定めるものとします。

(契約者識別番号の登録等)

第18条の3 当社は、次のいずれかに該当する場合には、4G チップ等について、契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去(以下「契約者識別番号の登録等」といいます。)を行います。

- (1) 契約者回線又は付随契約者回線通信機能に係る所定の手続きを行ったとき。
- (2) その他契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき。
- (3) 4G チップ(r)を貸与するとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第 9 条の 2(契約者識別番号)第 3 項の規定又は第 50 条(修理又は復旧)第 3 項の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

(4G チップ等に登録した情報の変更)

第18条の4 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、4G チップ等に登録した情報を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(4G チップに登録した情報の消去)

第18条の5 次のいずれかに該当する場合、当社は、4G チップに登録した情報を消去します。

- (1) その 4G 通信サービスに係る契約を解除し又は解除されたとき。
- (2) その他 4G チップを利用しなくなったとき。
- (3) 当社が別に定めるサービスの種類の変更を行ったとき。
- (4) 技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき。

(4G チップ(r)の返還)

第18条の6 4G チップ(r)の貸与を受けている契約者は、次のいずれかに該当する場合には、第18条の2(4G チップ等)の規定に基づいて貸与している 4G チップ(r)を速やかに当社が指定するサービス取扱所に返還していただきます。

- (1) その 4G 通信サービスに係る契約を解除し又は解除されたとき。
- (2) その他 4G チップ(r)を利用しなくなったとき。
- (3) 当社が別に定めるサービスの種類の変更を行ったとき。
- (4) 技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき。

第5章 自営端末設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第19条 契約者は、その契約者回線若しくは付随契約者回線に、又はその契約者回線若しくは付随契約者回線に接続されている電気通信回線設備を介して自営端末設備(移動無線装置にあつては、当社又は Wireless City Planning 株式会社が無線局の免許を受けることができるもの及び 4G 通信サービスの契約者回線又は付随契約者回線に接続することができるものに限り、)を接続するときは、サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器、別記1に規定する技術基準及び技術的条件に適合することについて指定認定機関(事業法施行規則第32条第1項第5号の規定に基づき総務大臣が指定するものをいいます。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。

- (1) その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。
- (2) その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (3) その接続が事業法施行規則第31条に規定する場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次のいずれかに該当する場合を除き、その接続が前項第1号の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

- (1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
- (2) 事業法施行規則第32条第1項に規定する場合に該当するとき。

4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 前4項の規定によるほか、当社は、契約者から当社が別に定める方法により外国の無線局(電波法(昭和25年法律第131号)第103条の5に規定するものをいいます。以下同じとします。)の自営端末設備の接続の請求があつたときは、その自営端末設備が電波法第103条の5第1項に規定する総務大臣の許可を受けたもの(以下「技術基準相当基準」といいます。)に該当することを当社が確認できない場合を除き、その請求を承諾します。

6 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、当社は、前各項の規定に準じて取り扱います。

7 契約者は、その契約者回線又は付随契約者回線への自営端末設備の接続を取りやめたときは、そのことをサービス取扱所に通知していただきます。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第20条 当社は、契約者回線又は付随契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件又は技術基準相当基準に適合するかの検査を受けることを求めることがあります。

この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で規定する場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が端末設備等規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備の契約者回線又は付随契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(自営端末設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い)

第21条 契約者は、その契約者回線又は付随契約者回線に接続されている自営端末設備(移動無線装置に限り、)以下この条及び次条において同じとします。について、電波法(昭和25年法律第131号)第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備

規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、その自営端末設備について電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備の契約者回線又は付随契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(自営端末設備の電波法に基づく検査)

第 22 条 前条に規定する検査のほか、自営端末設備の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとします。

第6章 自営電気通信設備の接続等

(自営電気通信設備の接続)

第23条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備(移動無線装置にあつては、当社又は Wireless City Planning 株式会社が無線局の免許を受けることができるもの及び当社の4G通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。)を接続するときは、当社所定の書面によりサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。

- (1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。
- (2) その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (3) その接続により当社の電気通信設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で規定する場合に該当するときを除き、その接続が前項第1号の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 前4項の規定によるほか、当社は、契約者から当社が別に定める方法により外国の無線局の自営電気通信設備の接続の請求があつたときは、その自営電気通信設備が技術基準相当基準に該当することを当社が確認できない場合を除き、その請求を承諾します。

6 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。

7 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことをサービス取扱所に通知していただきます。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第24条 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第20条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い)

第25条 自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)について、臨時に電波発射の停止命令があつた場合の取扱いについては、第21条(自営端末設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い)の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

第26条 自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取扱いについては第22条(自営端末設備の電波法に基づく検査)の規定に準ずるものとします。

第7章 利用中止及び利用停止

(4G 通信サービスの利用中止)

第27条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、4G 通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第33条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) 特定の契約者回線又は付随契約者回線から多数の不完了呼(その契約者回線又は付随契約者回線が相手先の応答前に発信を取り止めるものをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (4) 第9条の2(契約者識別番号)第3項の規定により、契約者識別番号を変更するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線及び付随契約者回線について、4G 通信サービス等の料金その他の債務が同一料金月内において当社が定める限度額を超えた場合は、4G 通信サービスの利用を中止することがあります。

この場合において、当社が個別に通知する料金が支払われ、所定の手続きが完了したときは、その利用の中止を解除します。

3 当社は、前2項の規定により4G 通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(4G 通信サービスの利用停止)

第28条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、6ヶ月以内で当社が定める期間(4G 通信サービス等の料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とします。)、その4G 通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 契約者が、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行うサービス取扱所に限ります。))以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)
- (2) 契約者が、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の4G 通信サービス等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 4G 通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (4) 第14条(4G 通信サービス契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき又は第14条の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (5) 契約者がその4G 通信サービス、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の4G 通信サービス又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの利用において第56条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線又は付随契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 第20条(自営端末設備に異常がある場合の検査)若しくは第24条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)の規定に違反して、当社が行う検査を拒んだとき、又はその検査の結果別記1に定める技術基準及び技術的条件又は技術基準相当基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線又は付随契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (8) 第21条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)、第22条(自営端末設備の電波法に基づく検査)、第25条(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第26条(自営電気通信設

備の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。

- (9) 第 44 条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。
- (10) 付随契約者回線通信機能の請求に当たっての当社への契約者情報の申告及び確認によって契約者回線の契約者情報が事実と反することが判明したとき。
- (11) 契約者が、クレジットカード又は預貯金口座の名義人の同意を得ずその他不正な方法で、そのクレジットカード又は預貯金口座を 4G 通信サービス等の料金その他の債務を支払うために当社に届け出たと当社が認めたとき。
- (12) 携帯電話不正利用防止法第 7 条第 1 項又は第 10 条の規定に違反したとき。
- (13) 携帯電話不正利用防止法第 9 条の規定に基づき、第 19 条 (3G サービス契約者の契約者確認)、第 26 条の 5 又は第 26 条の 7 において準用する契約者の契約者確認に規定する契約者確認を行い、契約者確認ができないとき。
- (14) 警察機関が 4G 通信サービスを用いた犯罪行為を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその契約者回線に係る 4G 通信サービスの利用を停止する要請があったとき。

2 当社は、前項の規定により 4G 通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。

ただし、次に定める場合は、この限りではありません。

- (1) 本条第 1 項第 5 号の規定により、4G 通信サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ないとき。
 - (2) 本条第 1 項第 11 号又は第 14 号の規定により 4G 通信サービスの利用停止を行うとき。
- 3 第 1 項及び第 2 項の場合において、当社は、4G 通信サービスの利用の停止と同時に同時申込契約に係るサービスの利用も停止するものとします。
- 4 当社は、同時申込契約に係る 3G 通信サービス、5G 通信サービス又はソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用の停止があったときは、同時にその 4G 通信サービスの利用も停止するものとします。
- 5 4G データプリペイド通信サービスの利用を停止された 4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者は、料金等の適用に規定する料金の前払い登録を行うことはできません。
- 6 当社は、4G データプリペイド通信サービスの利用を停止した場合(第 1 項第 1 号から第 2 号の規定により 4G データプリペイド通信サービスの利用を停止した場合を除きます。)、その契約者回線に係る利用可能期間等を減じます。この場合において、利用可能期間の取扱いは、料金等の適用に定めるところによります。

第8章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第29条 通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
1 一般通信	契約者回線からの通信(相互接続通信となるものを除きます。)
2 相互接続通信	契約者回線と相互接続点との間の通信

2 通信には、次の区別があります。

区 別	内 容
通話モード	パケット交換方式(FDD-LTE方式に係るものに限り、)により音声その他の音響の伝送を行うためのもの
パケット通信モード	パケット交換方式により、符号の伝送を行うためのもの
メッセージ通信モード	パケット交換方式により、文字、数字又は記号等の伝送(当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。)を行うためのもの

3 前項に規定する伝送速度は、通信の状況等により変動します。

4 第2項に規定するほか、契約者は、数字又は文字等で作成された情報を受信することができます。受信方法その他の提供条件については当社が別に定めるところによります。

5 前項に規定する情報のうち、緊急速報メール(当社が気象庁の提供する緊急地震速報、津波警報、気象等に関する特別警報及び噴火に関する特別警報(気象業務法施行令(昭和27年11月29日政令第471号)第4条に定める地震動警報及び津波警報並びに同令第5条に定める気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、地面現象特別警報、津波特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報をいいます。))に基づき送信する情報及び当社と災害・避難情報の送信に関する契約を締結した者がその契約に基づき送信する情報)については、第10条(契約者回線の利用の一時中断)又は第28条(4G通信サービスの利用停止)の規定にかかわらず、4G通信サービスの利用の一時中断をしている場合又は利用を停止されている場合であっても受信することができます。

ただし、移動無線装置又は移動無線装置の状態によって緊急速報メールを受信することができない場合があります。

(契約者回線又は付随契約者回線との間の通信)

第30条 契約者回線又は付随契約者回線との間の通信は、その契約者回線又は付随契約者回線に接続されている移動無線装置が第5条(営業区域)に規定する営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続点との間の通信)

第31条 相互接続点との間の通信は、当社が定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続に伴って行うことができる協定事業者の電気通信設備に係る通信(以下「他社相互接続通信」といいます。))は、協定事業者の契約約款及び料金表その他の契約等の規定によることとします。

3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、当該協定事業者に係る他社相互接続通信を行うことはできません。

(付随契約者回線の通信)

第 31 条の 2 付随契約者回線の通信については、契約者回線の通信とみなして取り扱い、3G 通信サービス契約約款及びこの約款を適用します。

(インターネット接続サービスの利用)

第 32 条 契約者は、インターネット接続サービス(4G 通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2 当社はインターネット接続サービスの提供により生じた損害については、責任を負わないものとします。

(国際アウトローミング機能の利用)

第 32 条の 2 当社は、国際アウトローミング機能を利用した場合に生じた、当社の責めによらない理由により生じた損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。

2 前項の規定によるほか、国際アウトローミング機能を利用した場合に生じた損害について、当社が責任を負うときは、第 51 条(責任の制限)の規定に準じて取り扱います。

3 国際アウトローミング機能に係る料金は、当社が定めるものとし、契約者は 3G 通信サービス契約約款に規定する国際アウトローミング機能の利用に係る通信料(以下「国際アウトローミング通信料」といいます。)の支払いを要します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

4 当社は、前項の規定に基づいて算定した国際アウトローミング通信料を 4G 通信サービスの料金に合算して請求します。この場合において、国際アウトローミング通信料は、第 43 条(料金の計算等)、第 45 条(割増金)及び第 46 条(延滞利息)の規定に基づいて取り扱います。

第2節 通信利用の制限等

(通信利用の制限)

第 33 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

- (1) 次に掲げる機関に提供している契約者回線又は付随契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。)(以下「指定機関」という。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線又は付随契約者回線に係る電気通信設備への通信を中止する措置を含みます。)(以下「通信利用制限措置」という。)

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 2 に定める基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- (2) 特定の相互接続点への相互接続通信の利用を制限する措置。

2 当社は、前項の規定によるほか、円滑な電気通信役務の提供の確保又は契約者の利益のため、次の措置を執ることがあります。

- (1) 窃盗、詐欺等の犯罪行為その他法令に違反する行為により取得された端末、代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)(以下「不当取得端末」という。)(の履行がなされていない若しくはそのおそれが高いと当社が判断した端末又は当社が別に定める条件を満たした端末であることにより、当社が取扱所交換設備に利用制限端末として登録した自営端末設備が、契約者回線又は付随契約者回線に接続された場合に、**4G** 通信サービスの利用を制限する措置。

- (2) **第 56 条**(利用に係る契約者の義務) **第 1 項第 2 号**に違反したと当社が認めた場合、当該契約者回線、付随契約者回線及び自動着信転送機能により転送される相手先(転送が複数回行われる場合はそれぞれの相手先を含みます。)(以下「転送相手先」という。)(への通信を制限する措置。

- (3) 無線設備規則、別記 1 の技術基準及び技術的条件、事業法施行規則**第 31 条**で定める場合又は技術基準相当基準に適合しない自営端末設備が、契約者回線又は付随契約者回線に接続された場合に、**4G** 通信サービスの利用を制限する措置。

- (4) 当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備との間の通信が著しくふくそうする場合に、当該協定事業者との間の相互接続点からの相互接続通信(電子メールに係るものであって、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージ

データ変換機能又は電子メール機能(i)を利用する契約者回線へ行われる通信に限ります。)の利用を制限する措置。

(5)当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から多数の契約者回線を指定して一括して送出された電子メールであって、指定先のうち実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認知した場合に、当社が設置する電気通信設備(メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i)に係るものに限り。)へのその電子メールの蓄積を拒否する措置。

(6)別記 6 に定める連続した時間内に、契約者回線から別記 6 に定める数を超えるメッセージデータの送信又はメッセージ通信モードを利用した通信が行われた場合に、当該契約者回線からのメッセージデータの送信又はメッセージ通信モードを利用した通信を別に定める間制限する措置。

(7)契約者がその契約に基づき支払う料金の累計額が、当社が定める基準を超えたときに、当社が定める付加機能の利用を停止する措置。

(8)SI機能、S!機能(i)、アクセスポイント接続機能又はアクセスポイント接続機能(s)に係る電気通信設備が著しくふくそうするおそれがあると当社が認めた場合に、当該機能を利用する 4G 通信サービス契約者に対し、その機能の全部又は一部を制限する措置。

(9)契約者回線又は当社の電気通信設備等に対し、一定時間内に大量又は多数の通信が行われ、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれがあると当社が認めた場合において、契約者回線による全部又は一部の通信の利用を制限又は中止する措置。

3 当社は、前 2 項の規定によるほか、契約者の契約者回線又は付随契約者回線から行った通信に関して、次の措置を執ることがあります。

この場合において、当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

(1) 当社が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信等を制限する措置

(2) 当社が別に定めるデータファイルの圧縮及び一部削除並びに送受信を制限する措置

(3) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線又は付随契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(4) 一定時間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線又は付随契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(5) セッションの設定が長時間継続されたと当社が認めた場合において、その契約者回線又は付随契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(6) 同一セッション内に大量の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線又は付随契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

4 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにおいて指定された接続先との間の通信を制限する措置を執ることがあります。

5 前 4 項の場合において、当社は、4G 通信サービスの利用の制限と同時に同時申込契約に係るサービスの利用を制限する措置を執ることがあります。

(通信の切断)

第 34 条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、通信を切断することがあります。

(1) 通信中に電波状況が著しく悪化した等、通信の継続が技術上著しく困難なとき。

(2) 通信が連続して長時間に及ぶ等、その他の通信に影響を及ぼすと当社が判断したとき。

(通信時間等の制限)

第35条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするとき又はふくそうするおそれがあるときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線、付随契約者回線若しくは協定事業者に係る電気通信設備への通信の利用を制限することがあります。

第 3 節 通信時間等の測定等

(通信時間等の測定等)

第 36 条 通信時間、情報量及び通信回数の測定等については、料金等の適用に規定するところによります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第37条 当社が提供する4G通信サービスの料金は、料金等の適用に規定する基本使用料、付加機能使用料、通信料、解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料とします。

2 前項の規定によるほか、別記5に定める海外事業者の電気通信設備を主として使用して提供する国際アウトローミング機能の料金は、3G通信サービス契約約款に規定する国際アウトローミング機能通信料とします。

3 当社が提供する4G通信サービスの工事費は、料金等の適用に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払い義務

(基本使用料等の支払い義務)

第38条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線、付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の場合であるときは、1日間とします。)について、料金等の適用に規定する基本使用料又は付加機能使用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により、4G通信サービス及び同時申込契約に係る電気通信サービス(以下この条及び第51条(責任の制限)において「4G通信サービス等」といいます。)を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、4G通信サービス等を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由によりその 4G 通信サービス等を全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその 4G 通信サービス等についての料金
2 4G チップ(r) の変更又は 4G チップに登録されている情報の 変更に伴って、当社の都合により 4G 通信サービス等を利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できない状態とした日の前日までの日数に対応するその 4G 通信サービス等についての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

(通信料の支払い義務)

第39条 契約者は、その契約者回線又は付随契約者回線から行った通信等(当該契約者回線又は付随契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。)について、当社等が測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金等の適用の規定とに基づいて算定した通信料の支払いを要します。

2 前項の規定にかかわらず、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信に関する料金について、別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

3 相互接続通信の料金の支払い義務については、前2項の規定にかかわらず、第46条の2(相互接続通信の料金の取扱い)に規定するところによります。

4 契約者は、通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかったときは、料金等の適用の規定により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(解除料の支払い義務)

第40条 契約者は、料金等の適用の規定に該当する場合には、解除料の支払いを要します。

2 前項の場合において、当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項に規定する通知を行う場合、契約者が料金等の適用の規定による解除料の適用除外の適用を受ける期間を、あらかじめメッセージデータ、電子メール又は文字メッセージを配信する方法(以下、「電子メール等」といいます。)により通知します。この場合において、通常、契約者が当

該電子メール等を受信すべきときに、契約者に到達したものとみなします。

3 前項の規定にかかわらず、当社が電子メール等を送信できないと判断した契約者に対しては、書面により通知します。

(手続きに関する料金の支払い義務)

第 41 条 契約者は、4G 通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金等の適用に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合において、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払い義務)

第 41 条の 2 契約者は、料金等の適用に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

ただし、番号規則に定めるデータ伝送携帯電話番号を用いる場合、契約者が 3G 通信サービス契約約款若しくはソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用を受けている場合又は当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(電話リレーサービス料の支払い義務)

第 41 条の 3 契約者は、料金等の適用に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。

ただし、番号規則に定めるデータ伝送携帯電話番号を用いる場合、契約者が 3G 通信サービス契約約款若しくはソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に規定する電話リレーサービス料の適用を受けている場合又は当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(工事費の支払い義務)

第 42 条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金等の適用に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又は工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があった時までに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(契約者以外の者による料金の支払い)

第 42 条の 2 契約者(4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者を除きます。以下この条において同じとします。)及び契約者以外の者(以下この条において「支払者」といいます。)の同意のもと、契約者の 4G 通信サービス等の料金その他の債務及び契約者が当社と契約を締結している他のサービス等に関する料金その他の債務(その契約約款及び料金表等に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、契約者の 4G 通信サービス等の料金その他の債務と併せて、以下「契約者の債務」といいます。)の支払いについて、支払者に請求先を設定する申込みがあり、当社がそれを承諾した場合は、当社は申し込まれた支払者に契約者の債務の支払いを請求します。この場合であっても、支払者は契約者のために請求先として設定されるものであり、契約者の債務は、契約者が負担しているものとします。

2 前項の規定により、当社が支払者に契約者の債務の支払いを請求している場合、支払者が契約者の債務について支払いを拒んだと当社が認めたときは、当社は契約者に契約者の債務の支払いを請求することがあります。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第43条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払い方法は、料金等の適用に定めるところによります。

第4節 預託金

(預託金)

第44条 契約者、4G 通信サービスに係る契約の申込みをする者又は 4G 通信サービスに係る利用権を譲り受けようとする者は、次のいずれかに該当する場合には、4G 通信サービスの利用に先立って(譲渡の場合はその承認に先立って) 預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) 4G 通信サービスに係る契約の申込みの承諾を受けるとき。
- (2) 4G 通信サービスに係る利用権の譲渡の承認がなされるとき。
- (3) 第28条(4G 通信サービスの利用停止)第1項第1号又は第2号の規定による利用の停止があり、その利用の停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、当社が別に定める額(1 契約ごとに 10 万円以内とします。)とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、4G 通信サービスに係る契約の解除又は 4G 通信サービスに係る利用権の譲渡等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第45条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第46条 契約者は、4G 通信サービス等の料金その他の債務(預託金及び延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合は、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第6節 相互接続通信の料金の取扱い

(相互接続通信の料金の取扱い)

第46条の2 契約者、協定事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱い等については、相互接続協定に基づき別記12に定めるところによります。

3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、その協定事業者がその契約約款及び料金表に定めるところによりその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

4 削除

第 10 章 保守

(当社の維持責任)

第 47 条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第 48 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別記 1 に定める技術基準及び技術的条件又は技術基準相当基準に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備(移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 49 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線又は付随契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線又は付随契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱所等において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第 50 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 31 条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順序に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条第 1 号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順 位	修 理 又 は 復 旧 す る 電 気 通 信 設 備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの

	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 別記 2 に定める基準に該当する新聞社等の機関に提供されるもの 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの 国又は地方公共団体の機関に提供されるもの(第 1 順位となるものを除きます。)
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

- 3 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線又は付随契約者回線について、その契約者識別番号を変更することがあります。

第 11 章 損害賠償

(責任の制限)

第 51 条 当社は、4G 通信サービス等を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その 4G 通信サービス等が全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、4G 通信サービス等が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限り)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した当該 4G 通信サービス等に係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金等の適用のうち、基本使用料及び付加機能使用料として規定する料金。

(2) 料金等の適用のうち、通信料として規定する料金(4G 通信サービス等を全く利用できない状態が連続した時間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料(前 6 料金月の実績を把握する事が困難な場合には、4G 通信サービス等を全く利用できない状態が生じた日数の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料に基づき算出します。))。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金等の適用の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失により 4G 通信サービス等の提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

(免責)

第 52 条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであることを除き、その損害を賠償しません。

第12章 雑則

(発信者番号通知)

第53条 契約者回線又は付随契約者回線からの通信（通話モードに限ります。以下この条において同じとします。）については、その契約者回線の契約者識別番号を着信先の契約者回線又は相互接続協定に基づく相互接続点へ通知します。

ただし、その通信について発信者がこの取扱いを拒むときは、この限りではありません。

2 前項の規定にかかわらず、付随契約者回線から番号規則に規定する緊急通報番号を用いて行う緊急機関への通信については、付随契約者回線の契約者識別番号を着信先の契約者回線又は相互接続協定に基づく相互接続点へ通知します。

(発着信規制)

第54条 当社は、契約者回線若しくは付随契約者回線から行う通信又は契約者回線若しくは付随契約者回線へ行われる通信について、契約者があらかじめ契約者回線に係る端末設備のボタン操作等により行った指定に基づき規制（以下「発着信規制」といいます。）を行います。

ただし、発着信規制を行うための操作によっては、付随契約者回線に係る規制が行われないことがあります。

2 発着信規制には、次の種類があります。

種 類	内 容
発信規制	契約者回線又は付随契約者回線から行う通信を規制するもの
着信規制	契約者回線又は付随契約者回線へ行われる通信を規制するもの

3 発信規制には、次の区分があります。

区 分	内 容
発信規制 1	契約者回線又は付随契約者回線から行う通信（番号規則に規定する緊急通報番号を用いて行う緊急機関への通信を除きます。）を規制するもの
発信規制 2	契約者回線又は付随契約者回線から本邦外へ行う通信を規制するもの

4 着信規制には、次の区分があります。

区 分	内 容
着信規制 1	契約者回線又は付随契約者回線へ行われる通信を規制するもの
着信規制 2	契約者回線へ行われる通信（その契約者回線の契約者が国際アウトローミング機能を利用しているときに行われる通信に限ります。）を規制するもの

5 発着信規制は、次のいずれかに該当する場合には、利用することができないことがあります。

- (1) 契約者回線又は付随契約者回線に発着信規制の指定ができない種類の端末設備を接続しているとき。
- (2) 自動着信転送機能又は留守番通信機能を利用しているとき。
- (3) その他技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるとき。

6 当社は、第1項の請求があったときは、同時に同時申込契約に係る発着信規制の請求があったものとみなして取り扱います。

7 当社は、特定契約サービス(3G)契約者から第1項の請求があったときは、同時に3G 通信サービス契約約款に規定する3G プリペイドサービス(s)に係る発着信規制の請求があったものとみなして取り扱います。

(承諾の限界)

第55条 当社は、契約者から手続きその他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、保守することが著しく困難であるとき、又は4G 通信サービス等の料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれ

がある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(書面等の提出等)

第 55 条の 2 契約者又は 4G 通信サービスに係る契約の申込みをする者(承継等の手続きをする者を含みます。)は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法(電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式をサービス取扱所等へ送信する方法を含みます。)により提出等を行うことができます。

(利用に係る契約者の義務)

第 56 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 自営端末設備(移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線又は付随契約者回線を保留したまま放置し又は当社が提供する付加機能を利用して多数の通信を行う等通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 4G チップ等に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。

(5) 4G チップ等を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) インターネット接続サービスの利用において、法令若しくは公序良俗に反する、又は他者に不利益を与える等の不適切な行為を行わないこと。

なお、別記 3 に定める不適切な行為に該当すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(7) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)の規定に違反して電子メールを送信する行為を行わないこと。(8) 4G 通信サービスに係る利用権の譲渡を行うときは、第 11 条(4G 通信サービス利用権の譲渡)に規定するところにより、当社の承認を受けること。

(9) メッセージ通信モード又は別記 4 に規定する付加機能(メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i)とします。以下この条において同じとします。)の利用において、法令若しくは公序良俗に反する、又は他者に不利益を与える等の不適切な行為を行わないこと。

また、同一の契約者回線において繰り返し第 33 条(通信利用の制限)第 2 項第 6 号の規定による制限を受けた場合は、当社は、当該契約者回線を使用している契約者により本項の義務違反があったものとみなして取扱うことがあります。

なお、別記 7 に定める不適切な行為に該当すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(10) メッセージ通信モード又は別記 4 に規定する付加機能の利用において、特定電子メールの送信を行う場合は、特定電子メール法に定める表示を行うこと。

(11) メッセージ通信モード又は別記 4 に規定する付加機能の利用において、特定電子メールの送信を行う場合は、特定電子メールを送信しないように求める旨を当該送信者に通知した者に対して、特定電子メールの送信を行わないこと。

(12) 前各号によるほか、特定電子メール法の規定に違反してメッセージデータ、電子メール又は文字メッセージを送信する行為を行わないこと。

- (13) 契約者回線又は付随契約者回線について、4G 通信サービスの提供に係る端末設備又は当社が貸与している 4G チップ(r)を業として貸与するときは、あらかじめその旨を当社が指定する方法により、当社へ申告し、当社の承認を受けること。
- (14) 契約者回線又は付随契約者回線について、4G 通信サービスの提供に係る端末設備又は当社が貸与している 4G チップ(r)を業として貸与するときは、貸与を受ける者(契約者から貸与を受ける者に限りません。)に対して、本項第 13 号と同様の当社の承認に関する義務を負わせること。
- (15) 携帯電話不正利用防止法第 10 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する第 3 条第 2 項の規定に違反して、4G 通信サービス(特定事業通信サービスを除きます。)の提供に係る端末設備又は当社が貸与している 4G チップ(r)を業として貸与しないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して 4G チップを亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕その他工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 契約者回線又は付随契約者回線について、4G 通信サービスの提供に係る端末設備又は当社が貸与している 4G チップ(r)を業として貸与する場合において、貸与を受ける者(契約者から貸与を受ける者に限りません。)が、下表の左欄に該当するときは、右欄の事由があるものとみなして取り扱います。

第 1 項第 14 号に規定する第 1 項第 13 号と同様の 当社の承認を受けないとき	契約者による第 56 条第 1 項第 13 号の違反
携帯電話不正利用防止法に違反したとき	契約者による携帯電話不正利用防止法の違反

(端末設備等の持込み)

第 57 条 契約者は、次のいずれかに該当する場合には、その自営端末設備(移動無線装置に限ります。)、自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)又は 4G チップ(r)を当社が指定した期日までに当社が指定するサービス取扱所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。
- (2) 第 19 条(自営端末設備の接続)から第 22 条(自営端末設備の電波法に基づく検査)の規定に基づく自営端末設備の検査又は第 23 条(自営電気通信設備の接続)から第 26 条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく自営端末設備の検査を受けるとき。
- (4) その他当社が必要と認めるとき。

第 58 条 (削除)

(有料情報サービスに係る債権の譲受け等)

第 59 条 契約者は、有料情報サービス(4G 通信サービスを利用し、かつ認証を受けることにより、有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、その有料情報等を提供する者(以下「情報提供者」といいます。))が、当社が別に定めるところにより当社と合意したうえで提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用により生じた情報提供者の債権を、当社がその情報提供者から譲り受け、4G 通信サービスの料金と合わせて支払うことができるサービスを利用することができます。

この場合において、契約者は、有料情報サービスの利用により生じた情報提供者の債権(契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。)を当社がその情報提供者から譲り受け、その債権額を 4G 通信サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

- 2 前項の場合において、当社及び情報提供者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 3 契約者は、当社が指定するサービス取扱所に届け出ていただいた上で、有料情報サービスの利用規制をすることができます。
- 4 当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等に関して、当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
- 5 当社は、第 1 項の規定により譲り受ける情報提供者の債権等(当社が別に定めるところにより提供した有料情報サービスの料金を含みます。以下同じとします。)は、4G 通信サービスの料金とみなして取り扱います。この場合において、譲り受ける情報提供者の債権等は、料金月ごとに集計し、請求します。
- 6 前項の場合において、譲り受ける情報提供者の債権等は、当社機器により計算します。
- 7 第 1 項の規定により譲り受ける情報提供者の債権については、第 45 条(割増金)及び第 46 条(延滞利息)並びに料金の適用等の規定に準じて取り扱います。
- 8 有料情報サービスに関するその他の条件については、当社が別に定めるところによります。

(回収代行サービスに係る取扱い)

第 60 条 契約者は、回収代行サービス(4G 通信サービスを利用し、かつ認証を受けることにより、料金の回収代行について当社の承諾を得た者(以下「商品等提供者」といいます。))が提供する商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供を受ける場合において、その商品等に係る料金を 4G 通信サービスの料金と合わせて支払うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

この場合において、契約者は、回収代行サービスの料金(契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。)を当社がその商品等提供者の代理人として 4G 通信サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

- 2 契約者は次のいずれかに該当する場合は、回収代行サービスを利用することができないことがあります。
 - (1) 回収代行サービスの料金の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 4G 通信サービス等の料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 回収代行サービスの料金の合計額が、当社が別に定める限度額を超えたとき。
 - (4) その他当社が別に定める基準に適合しないとき又は当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 3 契約者は、当社が指定するサービス取扱所に届け出ていただいた上で、回収代行サービスの利用規制をすることができます。
- 4 当社は、第 1 項の規定により回収する回収代行サービスの料金について、料金月ごとに集計し、請求します。
- 5 契約者は、回収代行サービスの料金について支払期日を経過してもなお支払わないときは、その回収代行サービスに係る商品等提供者からの請求に基づき、契約者の氏名、住所及び連絡先電話番号等を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 6 第 1 項の場合において、回収する回収代行サービスの料金は、当社機器により計算します。
- 7 当社は、回収代行サービスで提供される商品等の瑕疵、その他当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
- 8 契約者は、回収代行サービスを利用して購入した商品若しくは権利又は提供を受けた役務について、その購入に係る申込みの撤回又は商品の返品若しくは変更等が行われたときであっても、回収代行サービスの料金を、当社が指定する期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金の返還その他の取扱いについて、商品等提供者と協議していただきます。
- 9 契約者は、回収代行サービスを利用して商品若しくは権利等の購入又は役務の提供に係る申込みが行われた後に、4G 通信サービス契約の解除又は 4G 通信サービス利用権の譲渡があった場合、その申込みが撤回されたものとして取り扱われる場合があることを承諾していただきます。
- 10 回収代行サービスに関するその他の条件については、当社が別に定めるところによります。

11 前 10 項の規定によるほか、当社は、回収代行サービスの料金を、商品等提供者からその債権を譲り受けた者(当社が別に定める者に限ります。)の代理人として、4G 通信サービスの料金を合算して請求することがあります。この場合におけるその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(契約者に係るパーソナルデータの利用)

第 61 条 当社は、契約者のパーソナルデータ(個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下「契約者に係るパーソナルデータ」といいます。)の取扱いに関する指針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。

2 削除

3 削除

4 契約者に係るパーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

(契約者に係るパーソナルデータの第三者提供)

第 62 条 契約者は、第 15 条(4G 通信サービス契約者が行う 4G 通信サービス契約の解除)、第 16 条(当社が行う 4G 通信サービス契約の解除)の規定に基づき契約を解除した後、現に 4G 通信サービスの料金その他の支払いがないときは、電気通信事業者(携帯電話事業者及び BWA アクセスサービス事業者に限ります。)からの請求に基づき、契約者に係るパーソナルデータを当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、契約者は、次のいずれかに該当するときは、携帯電話事業者からの請求に基づき、契約者に係るパーソナルデータを当社が通知することに予め同意するものとします。

(1) 第 56 条(利用に係る契約者の義務)第 1 項第 9 号から第 12 号の違反により、第 28 条(4G 通信サービスの利用停止)に基づき、4G 通信サービスの利用停止があったとき。

(2) 第 56 条第 1 項第 9 号から第 12 号の違反により、第 16 条において準用する当社が行う契約の解除の規定に基づき、4G 通信サービスに係る契約の解除があったとき。

(3) 第 28 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、4G 通信サービスの利用停止があったとき。

3 契約者は、その契約者回線からのメッセージ通信モードによる通信又はパケット通信モードによる通信(メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i)の利用による通信に限ります。)について、その通信を受信した携帯電話事業者の契約者からの申告に基づき、当該携帯電話事業者がその契約約款に定める禁止行為に抵触するおそれがあるものと認めたときは、その申告を受けた携帯電話事業者が、他の携帯電話事業者(当社を含みます。)に当該通信を行った契約者に係るパーソナルデータ及び当該通信の内容を通知することに予め同意するものとします。

4 前項によるほか、当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、電気通信事業者等に契約者に係るパーソナルデータを提供する場合があります。

(住民票取得の同意)

第 62 条の 2 契約者は、債権管理のために当社が必要と認めた場合には、契約者の住民票を当社が取得し利用することに同意するものとします。

(法令に関する事項等)

第 63 条 4G 通信サービス等の提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(電気通信サービスの休止及び廃止)

第 63 条の 2 当社は、電気通信サービスの全部又は一部を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、休止又は廃止しようとする電気通信サービスを利用している契約者にそのことを通知します。ただし、事業法施行規則第 22 条の 2 の 10 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する電気通信サービスを休止又は廃止するときは、この限りではありません。

(合意管轄)

第 64 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 65 条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 13 章 付随サービス

(付随サービス)

第 66 条 当社は、契約者に 4G 通信サービスに係る付随サービスを提供します。その取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

料金等の適用

(料金等の設定)

- 1 当社が提供する 4G 通信サービスの料金、工事費及び付随サービスに関する料金は別表に定めるほか、当社が別に定めるところによります。
- 2 同時申込契約に係る料金等については、3G 通信サービス契約約款又はソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に定めるほか、この約款に併せて定めます。

(料金の計算方法等)

- 3 当社は、契約者(4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者を除きます。)がその契約に基づき支払う料金のうち、月額で定める料金(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を除きます。以下「月額料金」といいます。)、通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、その支払いを請求します。
- 3 の 2 当社は、3 の規定によるほか、国際アウトローミング機能の利用に係る通信料は、料金月によらず別に定める期間に従って計算します。
- 4 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、3 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。この場合における月額料金、通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、当社が別に定める期間を1の料金月として請求します。
- 5 当社は、通信料については、通信の種類等にかかわらず、その全ての料金を合計した額により、支払いを請求します。

(月額料金の日割り)

- 6 当社は、次の場合が生じたときは、料金のうち月額料金をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定める月額料金については、この限りではありません。
 - (1) 料金月の起算日以外の日により契約者回線又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の起算日以外の日により契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の起算日に契約者回線又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の起算日以外の日により 4G 通信サービスに係る利用権の譲渡があったとき。
 - (5) 料金月の起算日以外の日により料金額等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (6) 第 38 条(基本使用料等の支払い義務)第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。
 - (7) 4 の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 7 6 の第 1 号から第 6 号の規定による月額料金の日割りは、当該料金月に含まれる日数により行います。この場合において、第 38 条第 2 項第 3 号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 8 6 の第 7 号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

- 9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(電子データによる請求額の通知)

- 10 当社は、契約者回線及び付随契約者回線に係る 4G 通信サービスの請求額を、当社が設置した情報蓄積装置(請求

額に係る電子データ等を蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより契約者の閲覧に供します。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

- 11 当社は、10 の情報蓄積装置に請求額に係る電子データを登録したことをもって、契約者に請求額を通知したものとみなします。

(料金の前払い登録)

- 12 4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者は、初回の利用可能期間が経過した後に、4G データプリペイド通信サービスの利用をする場合は、この約款の規定により、料金の支払い及び料金の前払い登録を行っていただきます。

- 13 12 の規定により支払われた料金は、利用の有無にかかわらず返還しません。

- 14 4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者は、4G データプリペイド通信サービスの利用可能期間内は、追加の登録を行うことはできません。

- 15 当社は、次のいずれかに該当する場合には、その利用可能期間の残日数を無効とします。この場合において、当社は、前払い額については返還しません。

(1) 4G 通信サービス契約の解除があったとき。

(2) その利用可能期間が終了したとき。

- 16 料金の支払い及び料金の前払い登録に関するその他の条件については、当社が別に定めるところによります。

(料金等の支払い)

- 17 契約者(4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者を除きます。)は、料金、工事費及び付随サービスに関する料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- 18 17 に規定する料金、工事費及び付随サービスに関する料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

- 19 4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者に係る料金の支払いは、次のとおりとします。

(1) 前払い登録に係る料金については、当該前払い登録と同時に当社が指定する方法にて支払っていただきます。

(2) (1)以外の料金並びに工事費については、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 20 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

- 21 当社は、契約者の 1 月の支払い額(当社が別に定める料金に係るものに限りです。)が 5,000 円(税込)に満たないときは、2 月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(前受金)

- 22 当社は、料金、工事費及び付随サービスに関する料金について、契約者の要請があったときは、前受金には利子を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

23 第 38 条(基本使用料等の支払い義務)から第 42 条(工事費の支払い義務)又は第 46 条の 2(相互接続通信の料金の取扱い)の規定その他この約款及び料金等の適用に規定する料金、工事費及び付随サービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、この約款に規定する額(税抜価格(消費税相当額を加算しない料金額をいいます。以下同じとします。))とします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

ただし、税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)で料金を定めるもの並びに国際メッセージ通信及び国際アウトローミング機能の利用による通信については、この限りではありません。

23 の 2 当社は、この約款において税抜価格で料金を定めるときは、その額に消費税法第 63 条に基づき、税込価格をこの約款に併記することとし、括弧内に税込価格を規定するものとします。

23 の 3 23 の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、契約者への請求額とこの約款に定める税込価格が異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

24 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

25 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社のホームページに掲示する等の方法によりそのことを周知します。

(基本使用料の適用)

26 基本使用料の適用については、第 38 条(基本使用料等の支払い義務)の規定によるほか、この料金等の適用に規定するのとおりとします。

(料金種別)

27 当社は、当社が別に定める料金種別(以下「料金種別」といいます。))により、基本使用料を適用します。

28 契約者は、4G 通信サービスの利用に先立って、料金種別のいずれかを選択していただきます。

29 当社は、当社が別に定める料金プランに係る契約者回線又は付随契約者回線について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するものと当社が認める場合は、あらかじめ料金プランを変更する日及び変更する料金プランを契約者に通知のうえ、当社が指定する料金プランに変更します。

この場合において、当社は、その契約者回線又は付随契約者回線について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われていた又は他人の通信を媒介していたと当社が認めた日から、契約者が、変更後の料金プランを選択していたものとみなして料金を再計算し、既に支払済みの料金額との差額を、契約者に請求します。

(利用期間の取扱い)

30 利用期間の定めがある料金種別等に係る利用期間の取扱いは、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日(その料金種別に係る取扱いが更新されたものであるときは、その更新があった日とします。)の属する料金月から起算して、当社が別に定める利用期間が経過することとなる料金月の末日をもって満了するものとします。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

(付加機能使用料の適用)

31 付加機能使用料の適用については、第 38 条(基本使用料等の支払い義務)の規定によるほか、この料金等の適用に規定するのとおりとします。

31 の 2 当社は、S!機能について、4G 通信サービス(IoT) 契約者から利用の請求があったものとしてみなして取り扱いま
す。この場合において、4G 通信サービス(IoT) 契約者は、第 38 条(基本使用料等の支払い義務)及び 3G 通信サービ
ス契約約款の規定にかかわらず、S!機能に係る月額料金の支払いを要しません。

(通信料の適用)

32 通信料の適用については、第 39 条(通信料の支払い義務)又は第 46 条の 2(相互接続通信の料金の取扱い)の規定
によるほか、この料金等の適用に規定するとおりとします。

(通信の条件等)

32 の 2 契約者回線から行う通信については、あらかじめ第 29 条(通信の種類等)に規定する通信の区別を端末設備等
の操作により選択していただきます。

32 の 3 メッセージ通信モード又はパケット通信モードにより行った通信が電波の伝わりにくい等の理由により
通信の相手先に接続できない場合において、当社の電気通信設備に蓄積した文字メッセージ又はメッセージデー
タ(以下料金等の適用において「メッセージデータ等」といいます。)は、当社が別に定める時間が経過した
後、消去します。

32 の 4 32 の 3 の規定によるほか、第 27 条(4G 通信サービスの利用中止)の規定により利用の中止があったと
きは、蓄積されているメッセージデータ等が消去されることがあります。この場合において、消去されたメッ
セージデータ等の復元はできません。

32 の 5 契約者は、当社が別に定める方法により指定した文字メッセージの受信を行わないようにすることがで
きます。

32 の 6 メッセージ通信モードに関する蓄積できる文字メッセージの数等その他の提供条件は、当社が別に定め
るところによります。

32 の 7 当社は、国際メッセージ通信の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通
信の品質を保証しません。

32 の 8 国際メッセージ通信は、本邦外の法令、本邦外で電気通信事業を営む者が定めるところによりその取扱
いが制限されることがあります。

32 の 9 メッセージ通信モードにより行う通信において、仮想携帯電話事業者が提供する電気通信サービス(別
に定める直収パケット交換機又は中継交換機を介して行う接続を伴う場合に限ります。)に係る電気通信回線へ
行った通信は、一般通信とみなして取り扱います。

(情報量等の測定)

33 パケット通信モードに係る通信における課金対象パケット(契約者回線若しくは付随契約者回線と取扱所交換設備又
は相互接続点との間において伝送される符号又は影像等(制御信号等のうち符号又は影像とみなされるものを含みます。
以下同じとします。))を含むパケット。以下同じとします。)の情報量は、当社の機器により測定します。

34 パケット通信モードに係る通信に関する料金は、当社が別に定める通信種別ごとの1料金月の課金対象パケットの総
情報量について、128byteごとに1の課金対象パケットとし、当社が別に定めるところにより算定した額を適用します。

34の2 通話モードに係る通信における通信時間は、双方の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備を接続して
通信できる状態(通信できる状態として当社が認知したものを含みます。)にした時刻から起算し、発信者又は着信者によ
る端末設備のボタン操作等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻(第34条(通信の切断)の規
定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。)までの経過時間とし、当社の機器(相互接続通信の場合に
は協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。

ただし、当社が必要と認めた場合に限り、当社は長時間継続した通信の通信時間を任意の時刻において分割して測

定することがあります。

34の3 34の2において、回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間は、通話モードの通信時間には含みません。

34の4 メッセージ通信モードに係る通信における通信の回数は、当社の機器により測定します。

(料金種別の選択等に伴う通信料の適用)

35 契約者回線又は付随契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、当社が別に定める料金種別に対応する料金額を適用します。

(当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料の取扱い)

36 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料は次のとおりとします。

(1) 過去1年間の実績を把握することができるとき

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

(2) (1)以外のとき

把握可能な実績に基づいて次表に規定する方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

ア 過去2ヶ月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

イ 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間に日数を乗じて得た額

(各種割引の適用)

37 当社は、契約者から届出があつたときは、その契約者回線に係る基本使用料又はその契約者回線若しくは付随契約者回線から行った通信に関する料金について、当社が別に定めるところにより選択制による割引等を適用します。

ただし、割引等の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく支障があるときは、その割引等の適用に関する契約者からの届出を承諾しないことがあります。この場合、当社はその旨を契約者に通知します。

(料金種別及び各種割引の変更等)

38 契約者は、料金種別の変更又は適用中の割引等の変更若しくは廃止を行うときは、そのことをサービス取扱所に届けていただきます。

39 当社は、契約者が料金種別を変更したときは、適用中の割引等の変更又は廃止を行うことがあります。

(国際アウトローミング通信料)

39の2 通話モードに係る通信において、国際アウトローミング機能の利用に係る通信における通信時間は、契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備を接続して通信できる状態(通信できる状態として当社が認知したものを含みます。)にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備のボタン操作等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻(34条(通信の切断)の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。)までの

経過時間とし、当社の機器(当社が別に定める海外事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。

ただし、当社が必要と認めた場合に限り、当社は長時間継続した通信の通信時間を任意の時刻において分割して測定することがあります。

(解除料の適用)

(解除料は、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除き、令和4年1月31日をもって廃止しました。)

40 解除料の適用については、第40条(解除料の支払い義務)に規定するところによります。ただし、契約者が別に定める事由に該当する場合は、解除料の支払いを要しません。

(手続きに関する料金の適用)

41 手続きに関する料金については、第41条(手続きに関する料金の支払い義務)に規定するほか、別表に定めるところによります。

(工事費の適用)

42 工事費の適用については、第42条(工事費の支払い義務)に規定するほか、別表に定めるところによります。ただし、特別な作業を行う工事についての工事費の額は、当社が別に算定する額とします。

(料金の減免適用)

43 手続きに関する料金及び工事費について、契約者回線と同時申込契約に係る契約者回線の双方で同時に料金が発生する場合は、同時申込契約に係る契約者回線について当該料金の支払いを免除します。

44 43に規定するほか、当社は、手続きに関する料金及び工事費の額について、その態様等を勘案して、その額を減免して適用することがあります。

(ユニバーサルサービス料の適用)

45 ユニバーサルサービス料の適用については、第41条の2(ユニバーサルサービス料の支払い義務)に規定するほか、別表に定めるところによります。

(電話リレーサービス料の適用)

46 電話リレーサービス料の適用については、第41条の3(電話リレーサービス料の支払い義務)に規定するほか、別表に定めるところによります。

なお、別表に規定する料金は、当社のホームページにおいて掲示する料金月に従って請求します。

別表

1 手続きに関する料金

(1) 契約事務手数料

4G 通信サービスに係る契約申込み(すでに 3G 通信サービス契約約款に定める 3G 通信サービスに係る契約、5G 通信サービス契約約款に定める 5G 通信サービスに係る契約又はソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に定めるソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る契約(当社が別に定めるものに限ります。)を締結している者が、当該契約を解除すると同時に 4G 通信サービスに係る契約の申込みを行ったときを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

単 位	料金額
1 契約ごとに	3,500 円(3,850 円)

(2) 譲渡承認手数料

4G 通信サービスに係る利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに 4G 通信サービスに係る利用権を譲り受けた者が支払いを要する料金

単 位	料金額
1 契約ごとに	3,500 円(3,850 円)

(3) チップ発行手数料

4G チップ(r)の貸与に関する請求(契約の申込みと同時に行われたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

単 位	料金額
1 の 4G チップ(r)ごとに	3,500 円(3,850 円)

(4) チップ情報再登録手数料

4G チップへの契約者識別番号等の情報の登録に関する請求(当社が定める方法により請求する場合に限ります。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

単 位	料金額
1 の登録手続きごとに	3,500 円(3,850 円)

(5) 払込処理手数料

当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を発行したときに支払いを要する料金

単 位	料金額
1 の書面ごとに	200 円(220 円)

2 工事費

区 分	単 位	料金額
契約者回線の利用の一時中断又は再開に関する工事	1 の工事ごとに	500 円(550 円)

3 ユニバーサルサービス料

単 位	料金額(月額)
1 の契約者識別番号ごとに	2 円(2.2 円)

3 の 2 電話リレーサービス料

単 位	料金額(月額)
1 の契約者識別番号ごとに	1 円(1.1 円)

4 証明手数料

当社は手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その証明手数料の額を減免して適用することがあります。

単 位	料金額
1 契約ごとに	400 円(440 円)

5 付随サービスに関する料金等

付随サービスに関する料金には、次の種別があります。当社は付随サービス等の態様等を勘案して別に定めるところにより、その付随サービスに関する料金等の額を減免して適用することがあります。

(1) 通信料明細の発行手数料

区分	単 位	料金額(月額)
ア イ以外	1 契約者回線ごとに	200 円(220 円)
イ 契約者が法人であるとき	1 契約者回線ごとに	100 円(110 円)

(注) 通信料明細書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料(当社が別に算定する額)が必要な場合があります。

(2) 請求先分割手数料

区 分	単 位	料金額
4G 通信サービスに係る契約に係るもの	1 契約について請求先分割 1 回ごとに	100 円(110 円)

(3) 支払証明書等の発行手数料

単 位	料金額
支払証明書等 1 枚ごとに	400 円(440 円)

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料(当社が別に算定する額)が必要な場合があります。

(4) 請求書の送付手数料

単 位	料金額(月額)
1 契約について送付 1 回ごとに	200 円(220 円)

別記

1 4G 通信サービスの契約者回線又は付随契約者回線に接続される自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区 別	技術基準及び技術的条件
4G 通信サービスの契約者回線又は付随契約者回線に接続される場合	端末設備等規則

2 新聞社等の基準

新聞社等の基準については次のとおりとします。

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
2 放送事業者等	放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条に規定する放送事業者及び有線テレビジョン放送法(昭和 47 年法律第 114 号)第 2 条に規定する有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1 欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。))をいいます。)を提供することを目的とする通信社

3 インターネット接続サービスの利用における不適切な行為

- (1) 他者に不利益若しくは損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為
- (2) 他者に嫌悪感を抱かせる若しくは嫌悪感を抱かせるおそれのあるメールを送信する行為
- (3) 同意を得ることなく不特定多数の他者に、宣伝又は勧誘のメールを送信する行為
- (4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 当社若しくは他社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為
- (6) 他者を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像又は文書等を送信する行為
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し又はこれを勧誘する行為
- (9) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれがある行為
- (10) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
- (11) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (12) 有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (13) (1)から(12)のほか、法令又は慣習に違反する行為
- (14) その他、当社が不適切と判断する行為

4 利用できる付加機能区分

(1) 4G データ通信サービス又は 4G データ通信サービス(E)に係るもの

区 分
国際アウトローミング機能
限度額設定機能

(2) 4G 通信サービス(f)に係るもの

区分
自動着信転送機能
通話中着信機能
多者通信機能
留守番通信機能
迷惑通信防止機能
着信短縮ダイヤル機能
S!機能
国際アウトローミング機能
位置情報検索機能
グループ管理機能
内線通信機能
限度額設定機能
マルチデバイス接続機能
VoLTE機能

(3) 4G 通信サービス(s)に係るもの

区 分
自動着信転送機能
通話中着信機能
多者通信機能
留守番通信機能
迷惑通信防止機能
着信短縮ダイヤル機能
S!機能
国際アウトローミング機能
位置情報検索機能
グループ管理機能
内線通信機能
限度額設定機能
マルチデバイス接続機能
テザリングオプション
VoLTE機能
付随契約者回線通信機能【ウェアラブルデバイスモバイル通信サービス】
副回線機能【副回線サービス】

(4) 4G 通信サービス(i)に係るもの

区 分
自動着信転送機能

通話中着信機能
多者通信機能
留守番通信機能
迷惑通信防止機能
着信短縮ダイヤル機能
国際アウトローミング機能
位置情報検索機能
S!機能(i)
グループ管理機能
内線通信機能
限度額設定機能
マルチデバイス接続機能
テザリングオプション
VoLTE 機能
付随契約者回線通信機能【Apple Watch モバイル通信サービス】
副回線機能【副回線サービス】

(5) 4G データ通信サービス(i)に係るもの

区 分
国際アウトローミング機能
アクセスポイント接続機能
限度額設定機能
テザリングオプション

(6) 4G データ通信サービス(s)に係るもの

区 分
国際アウトローミング機能
位置情報検索機能
限度額設定機能
アクセスポイント接続機能(s)
マルチデバイス接続機能
テザリングオプション

(7) 4G データプリペイド通信サービスに係るもの

区 分
アクセスポイント接続機能(s)
テザリングオプション

(8) 4G 通信サービス(IoT)に係るもの

区 分
S!機能

国際アウトローミング機能

(9) 特定契約サービス(5G)に係るもの

区 分
自動着信転送機能
通話中着信機能
多者通信機能
留守番通信機能
迷惑通信防止機能
着信短縮ダイヤル機能
S!機能
S!機能(i)
国際アウトローミング機能
位置情報検索機能
グループ管理機能
内線通信機能
限度額設定機能
マルチデバイス接続機能
テザリングオプション
VoLTE 機能
付随契約者回線通信機能【Apple Watch モバイル通信サービス】
付随契約者回線通信機能【ウェアラブルデバイスモバイル通信サービス】
副回線機能【副回線サービス】

(注 1) 料金その他の提供条件については、3G 通信サービス契約約款、4G 通信サービス契約約款又は当社が別に定めるところによります。

(注 2) 端末設備の種類等により付加機能の全部又は一部の提供を受けられないことがあります。

(注 3) その契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域により、利用する付加機能の全部又は一部の提供を受けられないことがあります。

5 海外事業者一覧及び通信料金区分等

国際アウトローミング機能を利用できる海外事業者及び海外事業者区分は当社のホームページ等において掲示しておりとします。

6 契約者回線から送信できるメッセージデータ等及びメッセージ通信モードを利用した通信の数

(1) 当社は、契約者回線から 24 時間内に次表に規定するメッセージデータ及び電子メール（以下この欄においてメッセージデータ等といいます。）の送信が行われ、同表に規定する制限数を超えた場合は、その時点から起算して（以下「起算時刻」といいます。）契約者回線からのメッセージデータ等の送信を 24 時間制限します。この場合において、制限数及び起算時刻は当社の機器により測定し、当社の業務遂行上やむを得ないときは、制限数又は起算時刻を変更することがあります。

1 契約者回線ごとに

種類	制限数
メッセージデータ機能を利用して送信されたメッセージデータ及びメッセージデータ変換機能を利用して送信された電子メール	499
電子メール機能(i)を利用して送信されたメッセージデータ	499
プラスメッセージデータ変換機能を利用して送信された電子メール	当社が別に定める数

(2) 24 時間以内に次表に規定するメッセージ通信モードを利用した通信が行われ、同表に規定する制限数を超えた場合は、起算時刻の属する日の翌日から契約者回線からのメッセージ通信モードによる通信を 24 時間制限します。この場合において、制限数及び起算時刻は当社の機器により測定し、当社の業務遂行上やむを得ないときは、制限数又は起算時刻を変更することがあります。

1 契約者回線ごとに

通信の区別	制限数
メッセージ通信モードを利用した通信	199

7 メッセージ通信モード又はパケット通信モード利用における不適切な行為

- (1) 他者に不利益若しくは損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為
- (2) 他者に嫌悪感を抱かせる若しくは嫌悪感を抱かせるおそれのあるメールを送信する行為
- (3) 同意を得ることなく不特定多数の他者に、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為
- (4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 当社若しくは他社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為
- (6) 他者を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信する行為
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し又はこれを勧誘する行為
- (9) メッセージ通信モード又はパケット通信モード(メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i)に限ります。)により利用し得る情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) 他者になりすましてメッセージ通信モード又はパケット通信モード(メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i)に限ります。)を利用する行為(偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工する行為を含みます。)
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (12) その他、当社が不適切と判断する行為

8 通信料明細書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係る 4G 通信サービスの通信料明細書を、当社が設置した情報蓄積装置に登録した電子データにより発行します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、別表 5(1) (通信料明細書の発行手数料)に規定する手数料等の支払いを要します。
- (3) 契約者が(1)の請求をし、その承諾を受けた場合であって、別記 10 に定める請求書の送付を受けているときは、当社は通信料明細書を請求書送付先に送付します。

9 支払証明書等の発行

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、その 4G 通信サービス及び付随サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)が既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます。)を発行します。

- (2) 当社は、契約者から請求があったときは、当該契約に係る預託金が当社に預け入れされている旨の証明書(以下「預託金預り証明書」といいます。)を発行します。
- (3) 契約者等は、(1)又は(2)の請求をし、その支払証明書等(支払証明書及び預託金預り証明書をいいます。以下同じとします。)の発行を受けたときは、別表 5(3) (支払証明書等の発行手数料)に規定する手数料等の支払いを要します。

10 請求書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、契約者の債務に係る請求書を発行します。
- この場合において、契約者は、請求書の送付先を指定して当社に届け出ていただきます。
- (2) (1)のほか、当社は、契約者又は第 42 条の 2(契約者以外の者による料金の支払い)第 1 項に規定する支払者が、契約者の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(支払期日を経過した後支払われた場合であつて、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)又は当社が別に定める事由により支払い方法が変更となった場合は、請求書を発行します。
- (3) 第 42 条の 2(契約者以外の者による料金の支払い)第 2 項の規定により、契約者に契約者の債務の支払いを請求する場合は、契約者の債務の支払いに関する請求書を発行することがあります。
- この場合において、当社は契約者の債務の支払いに関する請求書を契約者の住所に送付することとします。
- (4) 契約者は、(1)、(2)又は(3)に規定する請求書の発行を受けたときは、別表 5(4) (請求書の送付手数料)に規定する手数料の支払いを要します。
- ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

11 付随サービスの提供

端末設備の種類等により、別記 8、9 及び 10 に定める付随サービスの全部又は一部の提供を受けられないことがあります。

12 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

- (1) 相互接続通信に係る料金を一括して定めるもの

ア 通話モードによる相互接続通信に係るもの

接 続 形 態		料 金 の 取 扱 い 等
(ア)	発信:当社の契約者回線	料金設定事業者:当社 料金を請求する事業者:当社
	着信:携帯電話事業者に係る電気通信設備	料金の支払を要する者:その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い:この約款に定めるところによります。
(イ)	発信:携帯電話事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者:携帯電話事業者 料金を請求する事業者:携帯電話事業者 料金の支払を要する者:その携帯電話事業者の契約約款及び料金表に規定する者
	着信:当社の契約者回線	料金に関するその他の取扱い:この約款に別段の定めがある場合を除き、その携帯電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

イ 特定契約者回線を使用して提供する通話モード又はパケット通信モードによる相互接続通信に係るもの

接 続 形 態	料 金 の 取 扱 い 等
---------	---------------

(ア)	発信:当社の特定契約者 回線 着信:協定事業者(当社 が定める電気通信事業 法第34条第2項に基づ く第2種指定電気通信設 備に係る接続約款に基 づき接続する仮想携帯電 話事業者に限ります。以 下この欄において同じと します。)に係る電気通信 設備	料金設定事業者:協定事業者 料金を請求する事業者:協定事業者 料金の支払を要する者:その協定事業者の契約約款及び料金表に規定する者 料金に関するその他の取扱い:この約款に別段の定めがある場合を除き、その協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
-----	--	---

(2) 削除

附則

附 則(平成 24 年 2 月 23 日 約サビ第 11-0054 号)

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 2 月 24 日から実施します。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日 約サビ第 11-0067 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 3 月 28 日から実施します。

附 則(平成 24 年 4 月 20 日 約サビ第 12-0004 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 4 月 24 日から実施します。

附 則(平成 24 年 8 月 6 日 約サビ第 12-0041 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 8 月 14 日から実施します。

附 則(平成 24 年 9 月 20 日 約サビ第 12-0050 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 24 年 9 月 21 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、改正前の規定により締結されている次表左欄の契約は、この改正後の規定により、次表右欄の契約に移行したものとします。

4G(AXGP)データ通信サービス契約	4G 通信サービス契約
---------------------	-------------

附 則(平成 24 年 10 月 9 日 約サビ第 12-0056 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 10 日から実施します。

附 則(平成 24 年 10 月 24 日 約サビ第 12-0063 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

附 則(平成 24 年 11 月 29 日 約サビ第 12-0072 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 11 月 30 日から実施します。

附 則(平成 24 年 12 月 7 日 約サビ第 12-0077 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 12 月 11 日から実施します。

附 則(平成 25 年 3 月 18 日 約サビ第 12-0099 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 21 日から実施します。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日 約サビ第 12-0105 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 25 年 8 月 8 日 約サビ第 13-0055 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 8 月 9 日から実施します。

附 則(平成 25 年 9 月 27 日 約サビ第 13-0079 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 28 日から実施します。

附 則(平成 26 年 1 月 10 日 約サビ第 13-0105 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 15 日から実施します。

附 則(平成 26 年 2 月 26 日 約サビ第 13-0125 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 2 月 28 日から実施します。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日 約サビ第 13-0131 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 6 月 27 日 約サビ第 14-0032 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 7 月 23 日 約サビ第 14-0046 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 30 日から実施します。

附 則(平成 26 年 7 月 31 日 約サビ第 14-0054 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 9 月 19 日 約サビ第 14-0069 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 9 月 19 日から実施します。

附 則(平成 26 年 9 月 26 日 約サビ第 14-0072 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 9 月 26 日から実施します。

附 則(平成 26 年 12 月 18 日 約サビ第 14-0103 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 12 月 19 日から実施します。

附 則(平成 26 年 12 月 18 日 約サビ第 14-0104 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 12 月 19 日から実施します。

附 則(平成 27 年 1 月 30 日 約サビ第 14-0117 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 2 日から実施します。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日 約サビ第 14-0138 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 27 年 4 月 13 日 約サビ第 15-0002 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 15 日から実施します。

附 則(平成 27 年 4 月 23 日 約サビ第 15-0005 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 24 日から実施します。

附 則(平成 27 年 5 月 27 日 約サビ第 15-0018 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 5 月 28 日から実施します。

附 則(平成 27 年 11 月 30 日 約サビ第 15-0062 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

附 則(平成 27 年 12 月 16 日 約サビ第 15-0068 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 17 日から実施します。

附 則(平成 28 年 1 月 7 日 約サビ第 15-0073 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 1 月 9 日から実施します。

附 則(平成 28 年 2 月 8 日 約サビ第 15-0080 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 2 月 9 日から実施します。

附 則(平成 28 年 2 月 9 日 約サビ第 15-0081 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 2 月 19 日から実施します。

附 則(平成 28 年 4 月 26 日 約サビ第 16-0009 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 27 日から実施します。

附 則(平成 28 年 5 月 19 日 約サビ第 16-0016 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

附 則(平成 28 年 5 月 19 日 約サビ第 16-0017 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

附 則(平成 28 年 11 月 17 日 約サビ第 16-0060 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 11 月 18 日から実施します。

附 則(平成 29 年 3 月 3 日 約サビ第 16-0083 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 3 月 8 日から実施します。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日 約サビ第 16-0089 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日より実施します。

附 則(平成 29 年 9 月 21 日 約サビ第 17-0012 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 22 日より実施します。

附 則(平成 29 年 10 月 30 日 約サビ第 17-0015 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日より実施します。

附 則(平成 29 年 12 月 13 日 約サビ第 17-0018 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 12 月 15 日より実施します。

附 則(平成 30 年 2 月 28 日 約サビ第 17-0021 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日より実施します。

附 則(平成 30 年 7 月 19 日 約サビ第 18-0012 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 20 日より実施します。

附 則(平成 30 年 7 月 31 日 約サビ第 18-0014 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 8 月 1 日より実施します。

附 則(平成 30 年 10 月 5 日 約サビ第 18-0020 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 10 日より実施します。

附 則(平成 30 年 10 月 24 日 約サビ第 18-0022 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 26 日より実施します。

附 則(平成 31 年 1 月 16 日 約サビ第 18-0027 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 21 日から実施します。

附 則(平成 31 年 1 月 25 日 約サビ第 18-0028 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 31 日から実施します。

附 則(令和元年 5 月 16 日 約サビ第 19-0004 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 5 月 22 日から実施します。

附 則(令和元年 6 月 27 日 約サビ第 19-0007 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

附 則(令和元年 9 月 12 日 約サビ第 19-0013 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年 9 月 13 日から実施します。

(4G 通信サービス契約の最低利用期間に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により 4G 通信サービスの提供を受けている場合の 4G 通信サービス契約の最低利用期間は、次の規定によります。

(1) 4G 通信サービス契約(4G データプリペイド通信サービスを除きます。)には、最低利用期間があります。

(2) 前項の最低利用期間は、当社が 4G 通信サービスに係る契約申込みを承諾し、取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月から翌々料金月の末日までの間とします。

(3) 4G 通信サービス契約者が、最低利用期間内に、その契約を解除することを当社に通知した場合又は当社がその契約を解除した場合は、料金等の適用に規定する解除料の支払いを要します。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

附 則(令和元年 12 月 24 日 約サビ第 19-0019 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 1 月 10 日 約サビ第 19-0020 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 1 月 15 日から実施します。

附 則(令和 2 年 2 月 28 日 約サビ第 19-0023 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 3 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日 約サビ第 19-0025 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 3 月 27 日から実施します。

附 則(令和 2 年 9 月 28 日 MKS2009280005570001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 10 月 21 日 MKS2010210002810001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 10 月 23 日から実施します。

附 則(令和 2 年 11 月 26 日 MKS2011260002430001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 12 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 12 月 22 日 MKS2012220006020001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(令和 3 年 2 月 18 日 MKS2102180004390001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 2 月 24 日から実施します。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日 MKS2103250005940001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(令和 3 年 6 月 25 日 MKS2106240005810001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(令和 3 年 7 月 9 日 MKS2107090001370001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 7 月 14 日から実施します。

附 則(令和 3 年 9 月 22 日 MKS2109220003440001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(令和 3 年 12 月 20 日 MKS2112200000550001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(令和 4 年 1 月 26 日 MKS2201260001290001)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 4 年 2 月 1 日から実施します。

(解除料に関する経過措置)

2 解除料は、この約款の附則に規定する料金種別に係るものを含み廃止します。ただし、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除きます。

附 則(令和 4 年 3 月 25 日 MKS2203240001250001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(令和 4 年 5 月 20 日 MKS2205190005060001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 5 月 24 日から実施します。

附 則(令和 4 年 6 月 21 日 MKS2206210002490001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 6 月 23 日から実施します。

附 則(令和 5 年 3 月 29 日 MKS2303280005640001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(令和 5 年 4 月 10 日 MKS2304100001100001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 4 月 12 日から実施します。

附 則(令和 5 年 5 月 22 日 MKS2305220005250001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 5 月 24 日から実施します。

附 則(令和 5 年 5 月 30 日 MKS2305290006070001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 6 月 1 日から実施します。

附 則(令和 5 年 6 月 27 日 MKS2306250000130001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 6 月 30 日から実施します。